

滋賀県栗東市
旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る
特定支障除去等事業実施計画

平成 29 年 11 月

滋賀県

目 次

第1章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案.....	1
1 事案の名称・所在地等	1
(1) 事案の名称	1
(2) 不適正処分を行った事業者.....	1
(3) 処分場の位置.....	1
2 事案の概要.....	3
(1) 不適正処分の概要	3
(2) 不適正処分の経緯	14
3 本県が行った調査および対策等.....	16
(1) 改善命令（1回目）（平成10年6月）	16
(2) 硫化水素ガス対策（平成11年10月）	16
(3) 処分場ボーリング掘削調査（平成13年1月）	17
(4) 井戸水使用自粛の呼びかけ（平成13年7月）	17
(5) 廃棄物処理法に基づく業の全部停止命令(平成13年9月)	17
(6) 改善命令（2回目）（平成13年12月）	17
(7) 高アルカリ排水対策（平成14年8月）	18
(8) 北尾側法面後退工事事前調査（平成15年11月）	18
(9) 北尾側平坦部調査（平成16年5月）	18
(10) 深掘箇所是正工事調査（平成16年12月から平成17年2月）	18
(11) ドラム缶掘削調査（平成17年9月、12月）および安定型産業廃棄物最終処分場に埋め立て できない産業廃棄物の除去を命ずる措置命令（平成18年4月）	18
(12) 処分場中央部廃棄物埋立状況調査（平成18年3月）	19
(13) 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去を命ずる措置命令（平成20年5月 28日）	19
(14) 焼却炉解体撤去（平成22年7月）	19
(15) 下水道接続工事（平成23年10月）	19
(16) 一次対策工事（平成24年8月～平成25年3月）	20
(17) 二次対策工事（平成25年12月～平成33年3月予定）	20
4 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去等事業実施の必要性.....	20
(1) 措置命令およびその履行の見込み.....	20
(2) 支障等の状況.....	20
(3) 支障の除去等事業実施の必要性	22
第2章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の措置に関する基本的な方向	23
1 RD最終処分場問題対策委員会における調査および検討.....	23
2 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会における助言	23
3 支障の除去等を講ずる必要がある事案に関する事項	24
(1) 汚染等の状況.....	24

(2) 有害産業廃棄物の量.....	41
(3) 支障等の内容.....	42
(4) 支障の除去等の方法.....	42
4 支障除去等の基本的な考え方.....	44
(1) 基本方針.....	44
(2) 支障の除去等の実施の範囲.....	45
(3) 生活環境保全上達成すべき目標.....	45
(4) 支障の除去等の実施方法.....	46
第3章 特定産業廃棄物に起因する支障除去等事業の内容に関する事項.....	55
1 特定支障除去等事業の実施に関する計画.....	55
(1) 汚染地下水の拡散防止.....	55
(2) 揚水した浸透水の浄化.....	61
(3) 覆土.....	63
(4) 換気管.....	63
(5) 周辺環境モニタリング.....	63
2 実施予定期間.....	66
3 費用等.....	66
(1) 事業に要する費用.....	66
(2) 費用の徴収の見込み.....	67
第4章 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し.....	69
1 これまでに県が講じた措置.....	69
(1) 措置命令の発出までの間に県が旧RD社に対して行った措置.....	69
(2) 旧RD社等に対する措置命令の発出.....	71
(3) 措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収.....	73
(4) 施設設置許可の取消し.....	74
(5) 刑事訴訟法第239条第2項に基づく刑事告発.....	74
(6) 排出事業者に対する責任追及.....	75
2 県が今後講じようとする措置.....	75
(1) 行政代執行による支障の除去等の実施.....	75
(2) 既に措置命令を発した者に対する措置.....	76
(3) 既に措置命令を発した者以外の処分者等に対する措置.....	76
(4) 排出事業者に対する措置.....	76
第5章 県における対応状況の検証と不適正処理の再発防止策.....	77
1 RD最終処分場問題行政対応検証委員会および追加検証委員会による県の対応状況の検証.....	77
(1) RD最終処分場問題行政対応検証委員会の設置.....	77
(2) 再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会の設置.....	78
2 検証委員会による県の対応についての総合的な評価および再発防止策.....	78
(1) 検証委員会による総合的な評価.....	78
(2) 検証委員会による再発防止策の検討.....	82

3	追加検証委員会による検証の結果	82
(1)	特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果	83
(2)	再発防止策に係る追加検証委員会による検証の結果.....	83
4	検証委員会および追加検証委員会の検証を踏まえた県の対応.....	91
(1)	今後の対応の考え方.....	91
(2)	県が今後講じようとする再発防止策	91
(3)	追加検証委員会終了後の状況.....	92
第6章	その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要事項	94
1	支障の除去等事業の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項	94
(1)	周辺環境汚染防止対策の実施	94
(2)	環境モニタリング調査の実施	94
(3)	環境モニタリング結果への対応	94
2	作業安全の確保および緊急時の連絡体制の整備	94
3	実施計画策定にあたって住民の意見等が反映される必要な措置.....	95
4	変更実施計画に対する滋賀県環境審議会および栗東市の意見.....	95
(1)	滋賀県環境審議会の意見	95
(2)	栗東市の意見.....	95

第1章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の名称・所在地等

(1) 事案の名称

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場不適正処分事案

(2) 不適正処分を行った事業者

株式会社 アール・ディエンジニアリング（以下「旧RD社」という。）

代表者 代表取締役社長 佐野 正

設立 昭和 55 年 1 月 21 日（佐野産業株式会社）

（平成元年 7 月 14 日 社名変更）

（平成 26 年 3 月 12 日 破産手続終了により消滅）

所在地 滋賀県栗東市上砥山 292 番地 1

(3) 処分場の位置

処分場の位置を図 1-1 および図 1-2 に示す。また、処分場の全景を図 1-3 に示す。

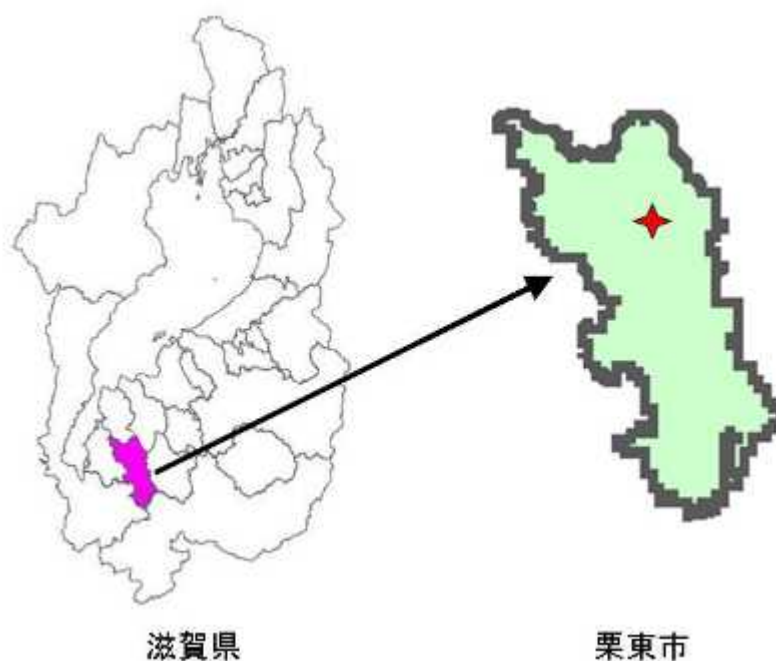


図 1-1 栗東市位置図



図 1-2 処分場位置図



図 1-3 処分場全景（平成 22 年航空写真）

2 事案の概要

(1) 不適正処分の概要

① 不適正処分が行われた施設の概要

施設の位置図を図 1-4 に示す。

ア 安定型最終処分場

設置場所	滋賀県栗東市小野 7 番地 1 他 33 筆
許可品目	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）、ガラスくずおよび陶磁器くず（以下「ガラス陶磁器くず」という。）、ゴムくず、廃プラスチック類
施設規模	第 1 処分場 面積 38,429.46 m ² 容量 320,529 m ³ 第 2 処分場 面積 10,111.47 m ² 容量 80,659 m ³ 計 面積 48,540.93 m ² 容量 401,188 m ³
設置期間	昭和 55 年 3 月 1 日（設置届受理）から平成 20 年 5 月 28 日（設置許可取消）まで （ただし、平成 10 年 5 月 27 日に処分業の廃止届が提出され、以後は本施設における埋立処分は行われていない。）

イ 焼却施設（2 基）

旧南側焼却炉および旧東側焼却炉の写真を図 1-5 に示す。

設置場所	滋賀県栗東市小野 7 番地 1
許可品目	産業廃棄物の種類 汚泥（有機性汚泥に限る）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系産業廃棄物に限る）、ガラス陶磁器くず、がれき類 特別管理産業廃棄物の種類 汚泥（トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る）、廃油、廃酸（pH2.0 以下のもの限り、特定有害物質を含まないもの限り）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの限り、特定有害物質を含まないもの限り）、感染性廃棄物
施設能力	南側焼却炉 木くず 14.4t/日、汚泥 8.1 m ³ /日、廃油 6.0t/日、廃酸 1.0 m ³ /日、廃アルカリ 1.0 m ³ /日、廃プラスチック類 9.0t/日、その他廃棄物 0.144t/日 東側焼却炉 木くず 4.8t/日
設置期間	南側焼却炉 平成元年 1 月 17 日から平成 14 年 11 月 18 日まで 東側焼却炉 昭和 61 年 12 月 5 日から平成 14 年 11 月 18 日まで （平成 7 年 10 月 31 日に設備を更新） ただし、県からの自粛要請により、両焼却炉ともに平成 12 年 1 月 25 日に稼働を停止している。

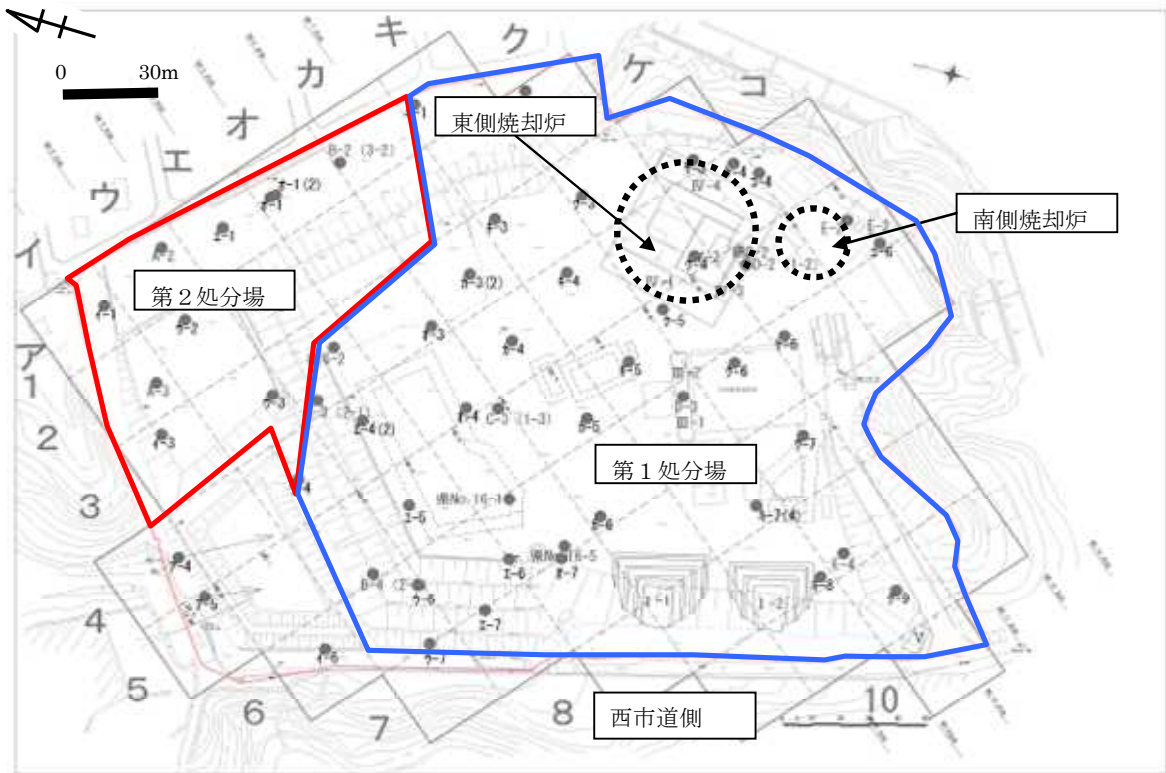


図 1-4 施設概要位置図



平成 22 年 7 月解体撤去済み

図 1-5 旧南側焼却炉および旧東側焼却炉

② 不適正処分を行った者の産業廃棄物処理業等の許可の経緯

不適正処分を行った者の産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可等の経緯については、表 1-1 のとおり。

表 1-1 産業廃棄物処理業等の許可の経緯

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
昭和54年 12月26日			新規許可 （相手方：佐野正） 〔安定型埋立〕 がれき類		
昭和55年 3月1日					設置届受理（佐野正） 面積：9,781㎡ 容量：60,242㎡
昭和57年 7月13日	新規許可 （佐野産業(株)） 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類		新規許可 （佐野産業(株)） 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類		廃止届受理（佐野正） （法人化に伴うもの） 設置届受理 （佐野産業(株)） 面積：9,781㎡ 容量：30,712㎡
昭和59年 9月21日	変更許可 〔品目の追加〕 木くず（保管を含む）				
昭和59年 10月30日		変更許可 〔処分業（破碎）の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類		施設設置届の受理 〔破碎施設の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類	
昭和60年 6月7日					変更届受理 面積：23,386㎡ 容量：183,150㎡
昭和61年 4月21日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を 含む） 紙くず 繊維くず 金属くず				
昭和61年 9月17日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を 含む） 燃えがら 無機性汚泥				
昭和61年 12月5日		変更許可 〔処分業（焼却）の追加〕 木くず		施設設置届の受理 〔焼却施設の設置〕 木くず	
昭和63年 2月29日	変更許可 〔品目の追加〕 有機性汚泥				
昭和63年 4月21日		変更届受理 〔破碎施設の追加〕 がれき類		施設設置届の受理 〔破碎施設の追加〕 がれき類	
平成元年 1月17日	変更許可 〔品目の追加〕 廃油 動植物性残さ	変更許可 〔焼却品目の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類			

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
平成元年 7月14日	株式会社アール・ディエンジニアリングに社名変更				
平成元年 12月6日	廃棄物処理法改正に伴う産業廃棄物処理業に係る許可 燃えがら（保管を含む） 汚泥（保管を含む） 廃油 廃プラスチック類 紙くず（保管を含む） 木くず（保管を含む） 繊維くず（保管を含む） 金属くず（保管を含む） 動植物性残さ ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	〔破碎〕 ガラス陶磁器くず がれき類 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類	〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず、 がれき類		
平成2年 10月5日		変更許可 〔焼却品目の追加〕 金属くず（医療系廃棄物 に限る） ガラス陶磁器くず（医療 系廃棄物に限る）			
平成3年 9月7日	変更許可 〔品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ	変更許可 〔乾燥の追加〕 無機性汚泥 〔焼却品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ 〔焼却能力の拡大〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類		施設設置届の受理 〔乾燥施設の設置〕 汚泥 〔焼却施設の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類	
平成5年 6月28日	特別管理産業廃棄物新規許 可 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物新規 許可 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物			
平成6年 9月29日			変更届受理 第2処分場の追加		第2処分場設置許可 面積:8,652㎡ 容量:59,550㎡
平成7年 4月27日					第2処分場 使用前検査完了
平成7年 10月31日				変更届受理 〔焼却施設の変更〕 木くず	
平成8年 2月5日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害 物質の追加〕 汚泥 廃酸 廃アルカリ				

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
平成8年 5月22日	産業廃棄物（特別管理産業 廃棄物を除く）に係る変更 許可 〔13号廃棄物の追加〕				
平成8年 9月7日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理業に係る更新許可				
平成9年 12月16日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害 物質の追加〕 廃油				
平成10年 2月27日				特定産業廃棄物焼却施設の 使用の届出の受理 木くず	
平成10年 5月27日			廃止届受理		
平成10年 6月28日	特別管理産業廃棄物 更新許可	特別管理産業廃棄物 更新許可			
平成10年 7月3日		変更許可 〔焼却施設の追加〕 〔乾燥施設の追加〕 汚泥		施設設置許可 〔焼却施設（ガス化熔融炉） の設置〕 〔乾燥施設の設置〕 汚泥	変更許可 第1処分場 面積:35,384㎡ 容量:292,943㎡ 第2処分場 面積:9,276㎡ 容量:122,437㎡
平成11年 11月25日				施設休止届受理 〔焼却施設の休止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の休止〕 汚泥	
平成13年 2月7日				施設廃止届の受理 〔焼却施設（ガス化熔融炉） の廃止〕 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥	
平成13年 9月7日	産業廃棄物（特別管理産業 廃棄物を除く）に係る更新 許可 （保管を除く行為のみ許 可）	産業廃棄物（特別管理産 業廃棄物を除く）に係る 更新許可 （破碎のみ許可） ガラス陶磁器くず がれき類			
平成14年 11月18日				施設廃止届の受理 〔焼却施設の廃止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥 〔特定産業廃棄物焼却施設 の廃止〕 木くず	

年 月 日	収集運搬業	処分業（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（中間処理）	処理施設（最終処分）
平成15年 11月10日					軽微変更 第1処分場 面積:38,429.46㎡ 容量:320,529m ³ 第2処分場 面積:10,111.47㎡ 容量:80,659m ³
平成18年 3月16日	廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕				
平成18年 3月31日		廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕			

③ 不適正処分の概要

本事案の対象は、旧RD社が栗東市（当時、栗太郡栗東町）小野に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場である。旧RD社は、産業廃棄物の処分業（埋立処分）の許可のほか、収集運搬業および処分業（中間処理：焼却・破碎・乾燥）ならびに特別管理産業廃棄物の処分業（中間処理：焼却）の許可を取得し、それ以降、それらの許可品目を拡大しながら同一場所で事業を展開していた。

同一場所で、産業廃棄物の処分業（埋立処分）の許可品目（廃プラスチック類、ゴムくず、ガラス陶磁器くず、がれき類）以外の産業廃棄物（汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど）を収集運搬業および処分業（中間処理）の許可品目として取り扱っていたことから、産業廃棄物の処分業（埋立処分）を営む中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可品目以外の廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分が行われた。

④ 不適正処分の規模および時期

ア 許可容量の超過

県が平成19年に行った旧処分場内12箇所のボーリング調査等の結果（図1-6）から、処分場許可時の底面より平均5m程度深くなっていることが判明し、埋め立てられていた廃棄物の総量は、許可容量約40万m³に対して1.8倍の約72万m³と推定している。

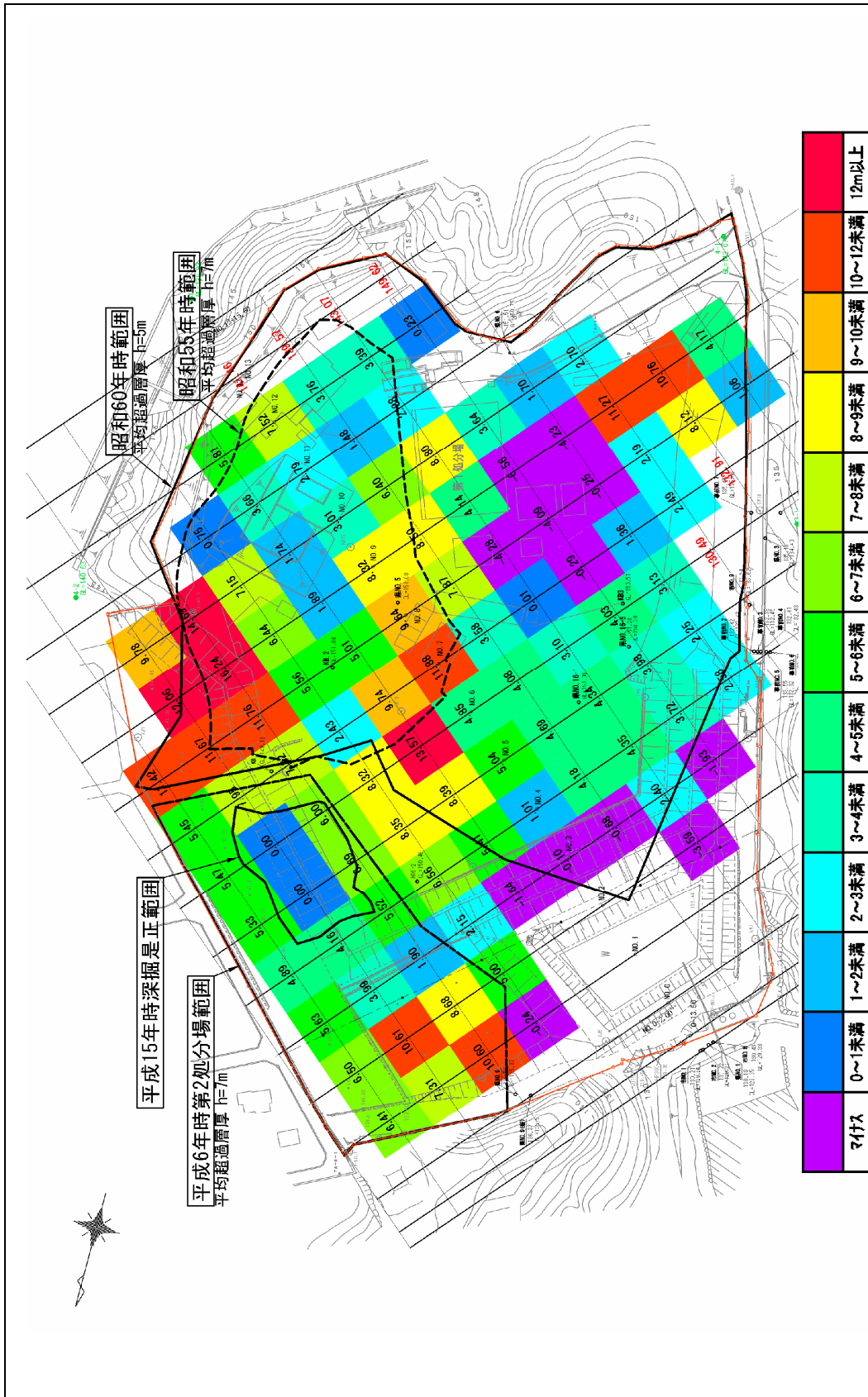


図 1-6 処分場の埋立量調査結果

- ※ メッシュ交点の数値は申請時計画と廃棄物埋立下面標高の差を示す。
- ※ 赤字表記は申請時計画では廃棄物埋立がなくボーリング調査では廃棄物埋立が推定される地点である。よって表記数値は推定される廃棄物埋立下面標高である。
- ※ メッシュは20m区画を示す。

イ 許可品目外の埋め立て

許可品目以外の埋立処分が行われた時期を、下記(ア)から(ウ)の違法埋立の状況などから概ね平成2年から平成8年までの間と推定した。平成元年の南側焼却炉設置以前は大量のドラム缶の搬入は考えにくく、平成8年以降は、旧RD社内部資料からドラム缶内容物の処理に努めていることが確認できる。

平成17年度、平成19年度および平成22年度の掘削調査において、ドラム缶、一斗缶および木くずが集中的に埋立てされていたほか、モーター類、家電電子部品などの埋立てが確認された。(図1-7)

平成19年度のボーリングコア調査の結果では、全体の90%が廃プラスチック類やコンクリート殻などの許可品目で占められ、残り10%は木くずおよび焼却灰等などの許可品目外の廃棄物と推定した。

(ア) 西市道側平坦部のドラム缶等の埋立て(平成2年~平成7年)

平成17年9月および12月に県が旧RD社に掘削調査を実施させたところ、コールター、塗料系廃棄物および燃えがらなどを内容物とするドラム缶105個、塗料系廃棄物などを内容物とする一斗缶69個、鉱物油(潤滑油)を内容物とするポリタンク1個および大量の木くずが見つかった。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される西市道側平坦部の埋立時期と、一部のドラム缶の内容物である研磨砥石の製造年から、この違法埋立の時期は平成2年から平成7年頃と推定される。

(イ) 西市道側法面のドラム缶等の埋立て(平成2年頃~平成8年頃)

平成20年2月から3月に掘削調査を実施したところ、コールター、鉱さい、燃えがらなどを内容物とするドラム缶47個や重曹の固形物等が見つかった。

埋立時期については、(ア)と同様に県の許可関係書類等による推定時期と当該ドラム缶と同時に掘り出した伝票、印刷物および新聞の日付からこの違法埋立の時期は平成2年頃から平成8年頃と推定される。

(ウ) 東側焼却炉周辺のドラム缶の埋立て(平成6年4月~平成7年8月)

平成20年2月から3月に追加掘削調査を実施した結果、東側焼却炉のスロープの下からドラム缶50個、木くず置き場からドラム缶17個が集中して埋立てされており、全体で95個のドラム缶が見つかったほか、注射器や点滴用パック等の医療系廃棄物が見つかった。

また、東側焼却炉周辺において、平成23年3月に掘削調査を実施した結果、ドラム缶16個が見つかった。ドラム缶の内容物は、半固形状のタール等であり、内容物を分析した結果は、環境基準値内ではあるが、ベンゼンが検出された。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される埋立時期と、東側焼却炉の設置時期およびドラム缶と同時に掘り出した新聞や医療系廃棄物の製造年月日から、この違法埋立の時期は平成6年4月から平成7年8月の間と推定される。



ドラム缶



木くず

図1-7 違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず

⑤ 特定産業廃棄物の種類および量

ア 特定産業廃棄物の種類

平成 13 年 1 月から処分場内の特定産業廃棄物の状況について把握するため、図 1-8 のとおり、ボーリングや掘削による埋立廃棄物とその周辺土壌有害物質調査を実施した。

また、県が旧 R D 社より徴収した最終処分量の実績（表 1-2）によると、廃プラスチック類約 53,000 m³、ガラス陶磁器くず約 32,000 m³、ゴムくず約 300 m³、がれき類約 251,000 m³が埋め立てられたとされている。

参考として、県が旧 R D 社より徴収した処分業（中間処理）における受入量の実績を表 1-3 に示す。

※ 旧 R D 社に残された書類からは最終処分場の開設から平成元年度の間最終処分量が判明しないため、許可関係書類等において添付されている現況埋立量から積算した。

イ 特定産業廃棄物の量

上記アの種類別埋立量は旧 R D 社の報告によるものであり、平成 19 年度の県の調査によると、特定産業廃棄物の量は許可容量約 40 万 m³の 1.8 倍の約 72 万 m³と推定される。

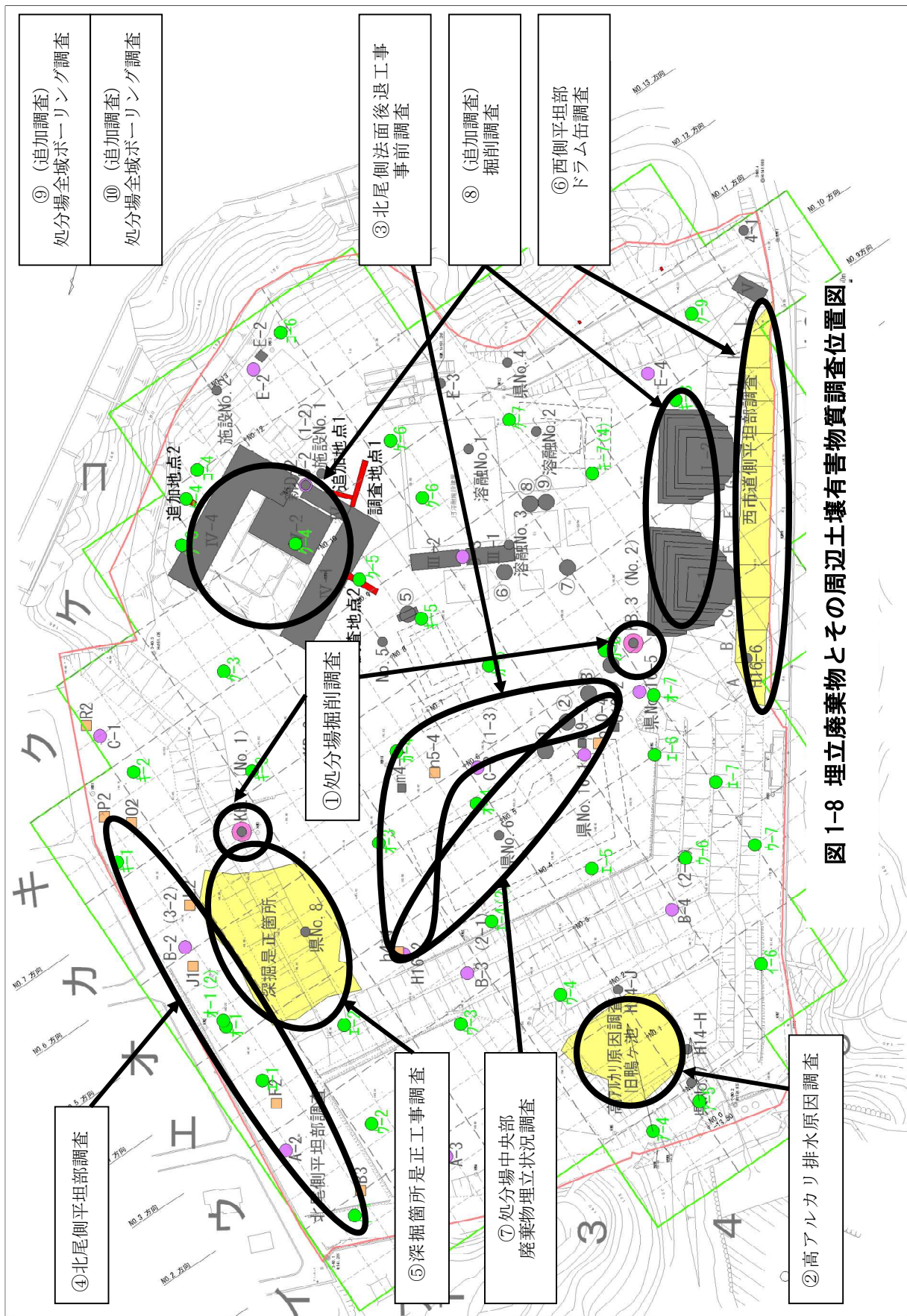


図 1-8 埋立廃棄物とその周辺土壌有害物質調査位置図

表 1-2 最終処分量の実績

埋立量 (m ³)		昭54年12月 ～ 昭57年2月	昭57年3月 ～ 昭60年7月	昭60年8月 ～ 昭62年6月	昭62年7月 ～ 平元年10月	平2年度	平3年度	平4年度
累計 (開設～)		29,530	60,242	102,599	192,890	277,165	344,525	453,631
累計 (平成2年度～)		—	—	—	—	84,275	151,635	260,741
期間計		29,530	30,712	42,357	90,291	84,275	67,360	109,106
品 目 別 内 訳	廃プラスチック類	—	—	—	—	24,674	6,158	22,082
	ガラス陶磁器くず	—	—	—	—	4,442	5,580	14,921
	ゴムくず	—	—	—	—	134	101	36
	がれき類	—	—	—	—	55,025	55,521	72,067

埋立量 (m ³)		平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	合 計
累計 (開設～)		454,845	501,100	521,404	529,956	529,956	529,956	529,956
累計 (平成2年度～)		261,955	30,210	328,514	337,066	337,066	337,066	337,066
期間計		1,214	46,255	20,304	8,552	0	0	—
品 目 別 内 訳	廃プラスチック類	0	0	497	1	0	0	53,412
	ガラス陶磁器くず	620	1,937	885	3,601	0	0	31,986
	ゴムくず	0	2	34	1	0	0	308
	がれき類	594	44,316	18,888	4,949	0	0	251,360

表 1-3 処分業（中間処理）における受入量の実績

受入量 (m ³)		平 2 年度	平 3 年度	平 4 年度	平 5 年度	平 6 年度	平 7 年度	平 8 年度	平 9 年度
期間計		86,356	99,422	150,190	91,603	115,669	136,236	123,199	113,709
品 目 別 内 訳	燃えがら	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥	17	4,480	11,619	18,924	8,850	27,357	26,751	17,896
	廃油	0	30	360	218	362	533	674	496
	廃酸	0	0	0	15	41	226	94	54
	廃アルカリ	0	0	3	17	85	132	140	78
	廃プラスチック類	24,674	6,158	25,657	52,275	28,315	39,267	38,596	58,873
	紙くず	612	0	171	0	0	0	0	0
	木くず	0	27,513	9,564	10,081	11,079	22,390	25,264	23,695
	繊維くず	1,367	0	732	0	987	36	62	42
	動植物性残さ	0	0	29	250	1,507	3,691	637	179
	ゴムくず	134	101	36	0	70	109	89	34
	金属くず	85	39	0	0	0	0	0	0
	ガラス陶磁器くず	4,442	5,580	14,921	1,654	3,902	2,891	4,919	1,638
	がれき類	55,025	55,521	72,122	1,075	44,316	18,888	4,949	0
感染性廃棄物	0	0	14,976	7,094	16,155	20,716	21,024	10,724	

受入量 (m ³)		平10年度	平11年度	合 計
期間計		101,286	43,349	1,061,019
品 目 別 内 訳	燃えがら	0	0	0
	汚泥	1,731	723	118,348
	廃油	456	338	3,467
	廃酸	58	40	528
	廃アルカリ	79	45	579
	廃プラスチック類	35,678	16,400	325,893
	紙くず	2,684	1,671	5,138
	木くず	47,489	15,601	192,676
	繊維くず	206	647	4,079
	動植物性残さ	63	26	6,382
	ゴムくず	35	117	725
	金属くず	0	0	124
	ガラス陶磁器くず	1,123	634	41,704
	がれき類	0	0	251,896
感染性廃棄物	11,684	7,107	109,480	

(2) 不適正処分の経緯

① 処分場の設置から硫化水素ガス発生前まで

(昭和 54 年 12 月 26 日～平成 11 年 10 月 10 日)

事業者佐野正（個人）は、昭和 54 年 12 月 26 日、県から産業廃棄物処理業の許可を受け、滋賀県栗太郡栗東町小野鴨ヶ池 7 番地の 1（当時）において、埋立面積 9,781 m²、埋立容量 60,242 m³、取扱品目ががれき類として最終処分場の経営を始め、翌年 1 月 21 日に佐野産業株式会社を設立し、事業を承継した。

昭和 57 年 7 月 13 日、最終処分場の取扱品目を、がれき類、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の 4 品目へ変更した。

昭和 60 年 5 月に、最終処分場の埋立面積を 23,386 m²、埋立容量 183,150 m³と拡張し、翌年の昭和 61 年 9 月には、中間処理（焼却）業を追加し焼却炉を新設した。

その後、平成元年 8 月 10 日に株式会社アール・ディエンジニアリングに社名を変更するとともに、以後、表 1-1 のとおり、最終処分場を拡張し、中間処理施設の設置、収集運搬の品目の追加等、規模拡大を図ってきた。

平成 3 年には、許可区域外で掘削し、廃棄物の埋立処分を行っていることが発覚したため、当該行為の中止とともに、区域外の廃棄物の撤去、良質土による埋戻し、放置された廃棄物の適正処理および処理場の囲いの設置について文書指導した。旧 RD 社からは是正計画書が提出され、

県はそれを受理し、適正履行について文書指導した。

平成6年から平成7年にかけては、旧RD社の焼却施設からばい煙やばいじんが飛散するといった住民からの苦情が頻発した。その都度県は立入検査を行い、発生原因の調査や旧RD社に対する改善（焼却施設の運転方法の是正、ばい煙濃度計の設置および焼却炉メーカーとの原因究明等）および報告書の提出を求め、是正させた。

平成7年には、廃棄物の山積状態について指導を行い、木くずおよび廃プラスチック類の全量撤去および残土系廃棄物の半量の処理を行う内容の是正計画を提出させ、同年9月25日に是正を完了させた。残り半量の残土系廃棄物の処理については、別途計画書を提出させ、平成8年5月頃まで継続して指導したが改善されなかった。

平成9年には許可容量を超えて埋立てされていることが明らかになったことから、平成10年に、今後、最終処分業として受け入れを行わないよう、最終処分業の廃止を指導し、同年5月27日付けで、最終処分業が廃止された。

許可容量超過の埋立てについて、県は、同年6月2日、許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超えており、廃棄物の飛散、流出の危険性があるとして、産業廃棄物処理施設の維持管理基準に適合するよう改善命令を発出した。旧RD社から、同日付でその命令に対して、是正計画書が提出された。

なお、平成10年6月12日付けで旧RD社から産業廃棄物処理施設変更許可申請書（第1処分場の能力：面積23,386㎡→35,384㎡、容量183,150㎥→292,943㎥、第2処分場の能力：面積8,652㎡→9,276㎡、容量59,550㎥→122,437㎥）が提出され、現状を一部追認する形で同年7月3日付で最終処分場の変更を許可した。

旧RD社は、この改善命令の是正工事中において、埋立処分量を増やすために深掘りを行い、当該掘削地に廃棄物（約5千㎥）を埋め立てて整地した。このような行為に対し県は、違法に埋めた廃棄物を全量撤去し、粘土層の復元による遮水性の確保および良土による地山の復元を指導し、その後、県は深掘箇所は是正を確認した。

② 硫化水素発生から改善命令前まで

（平成11年10月11日～平成13年12月25日）

平成11年10月、近隣住民からの苦情に基づく調査の結果、処分場東側（北尾団地側）の排水溝で50ppmを超える硫化水素ガスが検出された。県は、旧RD社に対し硫化水素の原因が究明されるまでは是正工事を中止するよう要請するとともに、発生原因の究明とその対策を行うための調査計画を策定するよう文書指導した。

県は、「栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会」を設置し、同委員会の助言を受けながら、原因の調査やガス抜き、高濃度箇所の掘削、地下水調査などを実施した。平成12年1月の硫化水素発生原因調査において、深さ9mから15,200ppmの硫化水素を検出したことから、県は旧RD社に対し、濃度が低下するまで、処分業の自粛を要請し、旧RD社は中間処理業の営業を自粛した。

平成13年8月に、県は調査委員会の検討やボーリング等の調査結果を踏まえ、対策試案を住民に提示し、同年10月に硫化水素ガス対策としての北尾団地に隣接する第2処分場の法面の後退、浸透水汚染対策としての水処理施設の設置、地下水の汲上げ処理および監視モニタリングなどの対策案を提案した。その上で、県が旧RD社にこれらの改善を実施させるとする確認書を住民団体と締結した。

なお、これら調査の過程において、旧RD社が平成5年11月から平成7年5月までの間に許可区域外に埋立てを行っていたことが明らかになったことから平成13年9月、県は、産業廃棄物処理施設の変更届義務違反であるとして、30日間の業の全部停止命令を発出した。

③ 改善命令から旧RD社の破産手続終了まで

（平成13年12月26日～平成26年3月12日）

硫化水素ガスの発生を端緒とした県の調査の結果、当処分場については、処分場浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に不適合であること、平成10年の深掘り箇所において処分場浸透水が地下水に漏出し地下水の水質悪化のおそれがあること、硫化水素ガス等悪臭が発散するおそれがあることといった生活環境の保全上必要な措置を講じる必要があるにもかかわらず、講じられていなかったとして、平成13年12月26日、県は旧RD社に対し、下記の4つの項目について、改善命令を発した。

- ア 周縁地下水汚染防止の措置として、平成 10 年に実施した深掘箇所を是正すること
(期限：平成 17 年 3 月 31 日)
- イ 水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと
(期限：平成 14 年 6 月 30 日)
- ウ 北尾地区法面の法すそを 20m 以上後退させるなど、悪臭の発散を防止すること
(期限：平成 17 年 3 月 31 日)
- エ 措置の実施に先立ち、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと
(期限：平成 14 年 6 月 30 日)

旧 R D 社は、県に対しイおよびエの命令については平成 14 年 1 月 31 日に、ウの命令については同年 3 月 29 日に改善計画書を提出した。また、アの命令については、同年 2 月 23 日、環境省に対し審査請求の申立てを行ったが、平成 16 年 1 月 29 日、環境省は棄却の採決を行った。

なお、改善計画の実施については、イおよびエの命令では地元協議や工事の状況から履行期限延長願が提出され、平成 14 年 11 月に工事を完了させた。ウの命令では平成 15 年 11 月 5 日に事前調査が実施され、平成 16 年 3 月 10 日に工事を完了させた。アの命令についても履行期限延長願が提出され、平成 17 年 6 月 30 日に工事を完了させた。

改善の期間中、周辺住民から寄せられた処分場からの高アルカリ排水流出情報に対し、県は平成 14 年 5 月 24 日に処分場内の水を分析したところ pH11.4 の高アルカリ水であることが確認されたため、旧 R D 社に原因調査を行うよう指導した。平成 14 年 8 月から 10 月までの原因調査の結果、セメント系廃棄物が原因物質であると考えられたため、旧 R D 社に撤去させた。

また、違法なドラム缶等の埋立てが行われているとの不安が住民の間に広がっていたことから、県は、旧 R D 社に対し、証言のあった西市道側付近について、ドラム缶調査を行うよう指導した。その結果、平成 17 年 9 月にドラム缶 5 個が発見されたため、同年 12 月に、範囲を拡大して追加掘削調査を実施させたところ、さらに、破損して潰れたドラム缶 100 個、一斗缶 69 個、ポリタンク 1 個を掘り出した。

このため、県は、平成 18 年 2 月に、違法埋立ての時期や状況を確認するために、旧 R D 社に廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を行ったが、旧 R D 社は、埋立て時期が平成元年から 2 年頃と推測されるものの、当時の書類が存在しないため原因が分からず、会社がドラム缶等の埋立てを指示した事実はないと、同年 3 月に文書で回答した。

平成 18 年 4 月 12 日、県は旧 R D 社に対し、以下の 2 つの項目について、措置命令を発した。

- ア ドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの除去および適正処理すること
(期限：平成 18 年 6 月 30 日、木くずにおいては同年 9 月 30 日)
- イ 当該ドラム缶等の違法な埋立て処分により汚染された土壌および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障を生じないよう対策を講じること
(期限：平成 18 年 9 月 30 日)

しかし、この措置命令は履行されないまま、平成 18 年 6 月 8 日、京都地方裁判所において旧 R D 社破産手続の開始が決定された。手続は以後 7 年以上の長期に及んだが、最終的に破産財団の残余財産全額を県の行政代執行費の弁済に充てた上で、平成 26 年 3 月 12 日に破産手続の廃止が決定され、旧 R D 社の法人格は消滅した。

3 本県が行った調査および対策等

(1) 改善命令（1 回目）（平成 10 年 6 月）

平成 10 年 6 月 2 日、許可区域を超過して産業廃棄物が埋立処分され、さらに法面勾配が 1:0.5 程度と急勾配となっており、廃棄物の飛散、流出の危険性があるとして、維持管理の技術上の基準に適合するよう改善命令を発出した。

旧 R D 社は、この改善命令の是正工事中において、埋立処分量を増やすために深掘りを行い、当該掘削地に廃棄物（約 5 千^m）を埋め立てて整地した。この行為に対し、違法に埋めた廃棄物を全量撤去し、粘土層の復元による遮水性の確保および良土による地山の復元を指導した。

(2) 硫化水素ガス対策（平成 11 年 10 月）

平成 11 年 10 月、近隣住民から悪臭の通報があり、県が確認を行ったところ、処分場東側（北尾団地側）の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスが検出された。平成 11 年 10 月、県は、旧 R D 社に対し硫化水素の原因が究明されるまで是正工事を中止するよう要請するとともに、発生原因の究明とその対策を行うための調査計画を策定するよう文書指導した。これを受けて県では、

専門家による調査委員会を設置し、原因究明と対策等について検討し、旧RD社に対し硫化水素除去装置の設置やモニタリングを実施させた。

(3) 処分場ボーリング掘削調査（平成13年1月）

県は、処分場内の特定産業廃棄物の状況について把握するために、ボーリングを2箇所実施し、溶出量試験、含有量試験を行った。その結果、含有量試験で鉛が土壌対策汚染法の指定基準を超えて検出された。また、ボーリングコアからは、許可品目外としては、ベニヤ片、木くず、畳、金属片、段ボール紙片、耐水紙、電線、空き缶が確認された。

(4) 井戸水使用自粛の呼びかけ（平成13年7月）

平成13年6月に県が実施した地下水調査（平成11年の硫化水素発生に起因する県よるモニタリング地下水調査）において、ダイオキシン類およびほう素が環境基準を超過して検出された。そのため、平成13年7月、県は栗東市と協力のうえ、地下水汚染の影響が心配される処分場下流域の家庭井戸について井戸水の使用自粛の呼び掛けを行った。

(5) 廃棄物処理法に基づく業の全部停止命令（平成13年9月）

平成13年9月25日、旧RD社が平成5年11月から平成7年5月までの間、許可区域外に埋立て処分を行ったことが判明したことから、法第14条の3に基づき30日間の業の全部停止を命じた。なお、当該廃棄物については、撤去のうえ適正処理を指導し、旧RD社により全量撤去された。

(6) 改善命令（2回目）（平成13年12月）

硫化水素ガスの発生を端緒とした県の調査の結果、当処分場については、処分場浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に不適合であること、平成10年の深掘り箇所において処分場浸透水が地下水に漏出し地下水の水質悪化のおそれがあること、硫化水素ガス等悪臭が発散するおそれがあることといった生活環境の保全上必要な措置を講じる必要があるにもかかわらず、講じられていなかったとして、平成13年12月26日、県は旧RD社に対し、下記の4つの項目について、改善命令を発した。

- ① 周縁地下水汚染防止の措置として、平成10年に実施した深掘箇所を是正すること。（期限：平成17年3月31日）
- ② 水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。（期限：平成14年6月30日）
- ③ 北尾地区法面の法すそを20m以上後退させるなど、悪臭の発散を防止すること。（期限：平成17年3月31日）
- ④ 措置の実施に先立ち、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の水処理を行うこと。（期限：平成14年6月30日）

上記の改善命令については、図1-9のとおり、平成17年6月までにすべて履行が完了している。



① 深掘箇所の是正（遮水シートの敷設）
（平成17年6月完了）



② 処理施設の設置
（平成14年11月完了）



③ 北尾団地側法面後退工事
(平成 16 年 3 月完了)



④ 沈砂池の設置
(平成 14 年 11 月完了)

図 1-9 改善命令の是正工事完了の様子

(7) 高アルカリ排水対策 (平成 14 年 8 月)

周辺住民から寄せられた処分場からの高アルカリ排水流出情報により、処分場内の水を分析したところ高アルカリ排水が確認されたため、旧 RD 社に原因調査を行うよう指導した。平成 14 年 8 月から 10 月までの原因調査の結果、原因物質はセメント系廃棄物であることが判明した。そのため、県では、旧 RD 社に対し原因物質の撤去等の指導を行った。

(8) 北尾側法面後退工事事前調査 (平成 15 年 11 月)

(6)③の工事着前の事前調査として表層ガス調査結果をもとに、県において重機による掘削調査（つぼ掘り調査）を実施した。採取した 3 箇所を試料により溶出量試験（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）と含有量試験（底質調査法）を実施したが、土壤汚染対策法の指定基準以下であった。許可品目外として、木くず、金属くずがわずかに確認された。

(9) 北尾側平坦部調査 (平成 16 年 5 月)

(6)③の法面後退工事後の平坦部下の確認を調査するために、県において平坦部の掘削調査（つぼ掘り調査）を 7 箇所実施し、採取した 7 箇所を試料により溶出量試験と含有量試験を実施したが、土壤汚染対策法の指定基準以下であった。許可品目外として、木くず、金属くずがわずかに確認された。

(10) 深掘箇所是正工事調査 (平成 16 年 12 月から平成 17 年 2 月)

(6)③の旧 RD 社が実施した是正工事において、埋立て廃棄物を確認するために、掘削廃棄物を県が採取し、溶出量試験と含有量試験分析を実施した。含有量試験で土壌から鉛が土壤対策汚染法の指定基準（含有量基準）を超過して検出された。

(11) ドラム缶掘削調査 (平成 17 年 9 月、12 月) および安定型産業廃棄物最終処分場に埋め立てできない産業廃棄物の除去を命ずる措置命令 (平成 18 年 4 月)

平成 17 年 9 月および同年 12 月、県が旧 RD 社に行わせた掘削調査において廃油やコールタール状の廃棄物等を内容物とするドラム缶等や木くず等の安定型産業廃棄物最終処分場に埋め立てできない産業廃棄物が埋め立てられていることが判明した。そのため周辺の生活環境の保全に支障が生じるおそれがあるとして、平成 18 年 4 月 12 日、これら廃棄物の除去ならびにこれらに汚染された土および廃棄物の除去について措置を命じた（図 1-10）。



ドラム缶



一斗缶

図 1-10 掘り上げたドラム缶および一斗缶

(12) 処分場中央部廃棄物埋立状況調査（平成 18 年 3 月）

廃棄物の埋立状況等を確認するために、3 地点においてボーリング調査を実施し、溶出量試験および含有量試験を実施したところ、溶出量試験でほう素、ふっ素が環境基準を超えて検出された。また、含有量試験で鉛が指定基準を超えて検出された。許可品目外としては、金属片、木くずが確認された。

(13) 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去を命ずる措置命令（平成 20 年 5 月 28 日）

旧 R D 最終処分場において焼却炉、覆土等が適切な措置を講じられずに放置されていることを受け、浸透水および地下水の汚染のおそれの除去等ならびに旧 R D 最終処分場からの埋立廃棄物の飛散流出および存置された焼却炉に残存、付着している燃え殻、ばいじんの飛散流出による支障の除去等について、措置命令を発出した。

(14) 焼却炉解体撤去（平成 22 年 7 月）

使用が廃止された焼却炉については、設置後 20 年以上が経過して炉の一部が破損したまま放置されており、老朽化等により倒壊のおそれがある。さらに、倒壊に伴って、ダイオキシン類を含む焼却灰等が飛散して健康被害を生じるおそれもあることから、行政代執行により解体撤去を実施した。南側焼却炉の解体撤去の状況を図 1-11 に示す。



解体撤去前



解体撤去後

図 1-11 南側焼却炉の解体撤去の状況

(15) 下水道接続工事（平成 23 年 10 月）

浸透水の漏水による地下水汚染を低減するため、行政代執行により、浸透水を汲み上げ、平成 13 年 12 月 26 日に発した改善命令の履行として旧 R D 社が設置した水処理施設（以下「既設水処理施設」という。）で処理し、下水道へ放流できるよう接続工事を実施した。

(16) 一次対策工事（平成 24 年 8 月～平成 25 年 3 月）

生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ（以下「支障等」という。）のうち、地下水の汚染拡散のおそれの一部を除去するために、支障等の原因となっている廃棄物および当該廃棄物により汚染された土砂（以下「原因廃棄物等」という。）であって一次調査の時点で東側焼却炉付近に存在することが確認できたものの掘削除去ならびに地下水汚染拡散軽減措置として既設水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行うための井戸の設置等を実施した。

(17) 二次対策工事（平成 25 年 12 月～平成 33 年 3 月予定）

二次調査で位置が特定された原因廃棄物等を掘削除去するとともに、廃棄物土と地下水帯水層が接する箇所を遮水を実施する。あわせて法面整形および覆土を実施する。

また、水処理施設を新設し、浸透水の揚水・浄化を行うとともに、換気管を設置して廃棄物土層の嫌気状態を解消する。

4 特定産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去等事業実施の必要性

(1) 措置命令およびその履行の見込み

県は、平成 20 年 5 月 28 日に、不適正処分を行った旧 R D 社および同社の元代表取締役に対して、旧処分場において以下の支障等を除去する必要があるとして、廃棄物処理法第 19 条の 5 の規定に基づき、これら支障等を除去する措置命令を発出した。

(旧処分場における支障等)

- ① 一部法面が急峻であり、覆土されていないこと、また処分場上部についても一部覆土されていないことから、廃棄物の飛散流出のおそれがあること。
- ② 安定型産業廃棄物処分場に安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋め立てられたことにより浸透水が汚染され、さらには汚染された浸透水により地下水の汚染が拡散されるおそれがあること。
- ③ 高濃度の硫化水素ガスが発生しており、悪臭により周辺的生活環境に支障を生じるおそれがあること。
- ④ 使用されておらず放置されている焼却炉について、一部腐食等により損壊しており、さらに老朽化等による倒壊等により、付着しているばいじん等の飛散流出のおそれがあること。（この支障のおそれについては、平成 22 年 7 月までに処置済み）

また、上記の措置命令に関し、平成 20 年 6 月 4 日に、確知できない処分者等に係る廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく公告を行ったほか、上記の支障等のうち②について、元役員 2 人および元従業員 1 人に対し、平成 20 年 7 月 24 日に措置命令を発出した（なお、元従業員については、後掲第 4 章 1 (2)②のとおり平成 27 年 1 月 23 日に措置命令を取り消している）。

しかしながら、旧 R D 社は破産手続終了に伴い平成 26 年に消滅していること、同社元代表取締役は破産後平成 20 年に復権したものなお資力僅少と認められること、元役員らは履行期限を経過した後も措置事項に着手せず履行の意思が見られないことから、既に判明している処分者等により履行される見込みはなく、また、上記公告により履行する者が現れることも想定しにくい状況にある。

(2) 支障等の状況

上記 4 つの支障等のうち、②および④については緊急性が高いと判断されたところ、上述の事情のもとでは被命令者による履行が期待できないことから、県が行政代執行により②の支障等の除去のための措置の一部および④の支障等の除去のための措置に着手し、平成 22 年 7 月までに、④に係る措置を完了した。

残る支障等のうち①および③については、週 1 回のパトロール等による監視では支障は認められなかったが、今後、豪雨等による法面崩壊や洗掘、突風等による廃棄物の飛散流出のおそれがあるほか、硫化水素が発生するおそれもある。依然否定できない。

なお、①については、二次対策工事着手前において、一部未覆土で廃棄物が露出している部分があった。また、西市道側法面下部の勾配は 1:0.5 程度であり、浸透水等による浸食によって廃棄物が露出、崩落している箇所が確認されている。

②については、これまでの調査により表 1-4-1 および表 1-4-2 のとおりの状況が確認されている。

表 1-4-1 有害物質検出状況(1)

		一次対策工事計画時 (平成 23 年 9 月)		二次対策工事計画時 (平成 24 年 7 月)
廃棄物土	埋立判定基準超過	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン	⇒	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
	土壌環境基準超過	ベンゼン、砒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類	⇒	ベンゼン、砒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類
	地下水環境基準超過	塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン	⇒	塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン
浸透水	地下水環境基準超過	鉛、砒素、ほう素、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン	⇒	鉛、砒素、ほう素、ふっ素、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	地下水環境基準以下検出	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ダイオキシン類	⇒	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン
上流地下水	地下水環境基準超過	調査対象外	⇒	超過物質なし
	地下水環境基準以下検出	調査対象外	⇒	ダイオキシン類
場内地下水	地下水環境基準超過	ほう素、砒素、1,4-ジオキサン	⇒	ほう素、砒素、1,4-ジオキサン
	地下水環境基準以下検出	ふっ素、塩化ビニルモノマー、ダイオキシン類	⇒	ふっ素、塩化ビニルモノマー、ダイオキシン類
周縁地下水	地下水環境基準超過	1,2-ジクロロエチレン、ほう素、砒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	⇒	1,2-ジクロロエチレン、ほう素、砒素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	地下水環境基準以下検出	ふっ素	⇒	鉛、ふっ素
下流地下水	地下水環境基準超過	総水銀、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン	⇒	総水銀、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン
	地下水環境基準以下検出	1,2-ジクロロエチレン、ふっ素、鉛、ダイオキシン類	⇒	1,2-ジクロロエチレン、ふっ素、鉛、ダイオキシン類

廃棄物土：旧処分場内の廃棄物および土砂をいう。以下同じ。

埋立判定基準：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第五で定める基準

※ 塩化ビニルモノマーは、平成 28 年環境省告示第 31 号によりクロロエチレンに改称された。（平成 29 年 4 月 1 日施行）

表 1-4-2 有害物質検出状況(2)

物質名	廃棄物土	浸透水	上流地下水	場内地下水	周縁地下水	下流地下水	環境基準 ^{※1} 超過試料数(廃棄物土)	
							追加調査 (H23年2月~9月)	左記以前の調査
テトラクロロエチレン	◎	△	×	×	×	×	3/250	0
トリクロロエチレン	◎	△	×	×	×	×	3/250	0
シス-1,2-ジクロロエチレン /1,2-ジクロロエチレン	◎	○	×	×	○	△	3/252	0
ベンゼン	○	△	×	×	×	×	3/263	0
塩化ビニルモノマー ^{※2}	○	○	×	△	○	○	3/247	-
1,4-ジオキサン ^{※2}	○	○	×	○	○	○	2/247	-
鉛	×	○	×	×	△	△	0/93	0
総水銀	×	×	×	×	×	○	0/93	0
ダイオキシン類	○	○	△	△	○	△	1/95	1
砒素	○	○	×	○	○	×	36/272	0
ふっ素	○	○	×	△	△	△	6/210	5
ほう素	○	○	×	○	○	○	1/118	1

◎:特別管理産業廃棄物基準超過 ○:環境基準^{※1}超過 △:検出(環境基準^{※1}以下) ×:検出されず(定量下限値未満)

※1 「環境基準」とは、廃棄物土の分析にあつては土壤環境基準、浸透水の分析および地下水の分析にあつては地下水環境基準をいう。以下同じ。

※2 土壤環境基準に係る記述に塩化ビニルモノマーまたは1,4-ジオキサンが含まれる場合においては、これらの物質については、土壤環境基準とあるのは地下水環境基準と読み替えるものとする。以下同じ。

これらの結果から、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等については、旧処分場内の廃棄物土が地下水の汚染原因となっている可能性があるため、支障除去等を実施しなければ、これらに起因する下流地下水の汚染がさらに拡大することが懸念される。

③については、平成23年度に実施した表層ガス調査では概ね50ppm未満であったことから、硫化水素濃度については平成12年度(最大15,200ppmの硫化水素を検出)に比べて低下傾向が見られた。

ただし、場内浸透水の調査結果で、硫酸イオン濃度が最高750mg/Lと周縁地下水と比較しても高い値で検出されており、BODが50mg/L、CODが96mg/Lと維持管理基準を超過する箇所も存在することから、硫化水素が発生するおそれは否定できない。

(3) 支障の除去等事業実施の必要性

以上のような状況にあつたことから、最終的に行政代執行により県が措置を講じる必要があると判断した。